

第 5 回 たばこ火災被害の低減対策に関する検討会
議事概要

1 日時

平成 26 年 1 月 17 日（金） 16:00～18:00

2 場所

霞山会館 37 階 牡丹の間（東京都千代田区霞が関三丁目 2 番 1 号）

3 出席者

委員長 室崎益輝 ひょうご震災記念 21 世紀研究機構副理事長
委員 稲毛義人 全国たばこ販売協同組合連合会副会長
委員 井上 哲 一般社団法人日本たばこ協会代表
委員 榎 一郎 千葉県消防局予防部長
委員 河村真紀子 主婦連合会事務局次長
委員 志手隆之 大阪市消防局予防部長
委員 次郎丸誠男 危険物保安技術協会特別顧問
委員 辻 了介 一般社団法人日本たばこ協会代表
委員 野村 勲 元国際医療福祉大学大学院教授
委員 樋口孝利 全国消防長会事業部長
委員 樗澤靖彦 一般社団法人日本たばこ協会専務理事
委員 村上研一 東京消防庁防災部長
委員 山下和人 一般社団法人日本たばこ協会代表
委員 渡邊洋己 消防庁消防研究センター所長【代理】田村裕之氏
ガバール 矢花渉史 財務省理財局総務課たばこ塩事業室長【代理】中野利隆氏

(1) 実験結果について

- ・日本のたばこ火災での主な着火物である布団を想定して実施した今回の実験では、RIP たばこと通常のたばこに燻焼に関する有意な差はなく、置き消えについてもそこまで大きな差はなかった。
- ・今回の実験結果のみをもって RIP たばこと通常のたばこで、火災被害低減効果に差がないとの結論を出すことには反対である。
- ・今回の実験と別の方法であれば、有意な差が出ないとは言い切れないのではないか。今回の実験をもって全てをあらわしているという印象を与えるような強い表現は避けた方が良いのではないか。

- ・布団については圧縮せずに実施した方が良かったという意見もある。
- ・今回の実験結果については、海外で売っているRIPタバコについて、燃焼率が上がるよう特殊な実験方法で実験を行った結果であるということ等が分かるように書いてほしい。
- ・実験結果により火災被害低減効果が明確には認められなかった点については、日本のタバコが使われている環境が違うというところからも来ている訳なので、その点を踏まえた表現とすべきである。
- ・タバコメーカーでも、ごみ箱や灰皿のタバコ火災も含め、さまざまな実験を実施しているが、現在のところ有意な差は確認できていない。
- ・RIPタバコに係る燃焼性の試験方法など現時点で収集できた知見については、後々の議論の為にも参考資料等で添付しておく必要がある。

(2) 規制の導入について

- ・今回の実験結果をもって規制の導入は時期尚早と結論付けるのはいかがなものか。
- ・諸外国においては、RIPタバコの火災被害の低減効果が認められて規制が導入されているのではないか。
- ・欧米と日本では、タバコ火災による死者の発生メカニズムや出火機構が異なることから、諸外国で導入されたRIPタバコをそのまま日本に持ってきても、同様の火災被害低減効果があるとは限らない。
- ・諸外国においては、置き消えによる効果の違いがタバコ火災被害の低減につながる、という可能性が期待され規制が導入されたが、その後の導入に関する効果についての明確な検証にまでは至っていない。
- ・諸外国の規制導入後の効果に関する記述について、導入後、死者が増加した地域があるということをあえて強調することは、RIPタバコがむしろ火災を増やしているという誤解を与えてしまうことにもなるので適切でない。
- ・今回の実験方法についての見直しを行うとともに、改良した実験方法によって改めてRIPタバコの有効性を科学的に検証し、そこでしっかりとした結論が出たときには、もう一度規制に関する議論をしっかりやるような方向で考えるべきではないか。
- ・規制導入の可否を考えるうえで、今回の実験の方法は、ISOなどの試験方法と違うのか、違わないのか、違うのであれば何故異なる方法で実施したのかということも整理が必要である。
- ・タバコ火災を再現してRIPタバコの火災被害低減効果を評価する規格（試験方法）というのは、現時点では存在しない。

- ・規制を導入している諸外国の規制を見てみると、販売規制があったり、製造規制があったり、輸入規制があったりと、国によって規制に対する考え方が異なることを踏まえ、日本における規制の導入に際しての姿勢をしっかりと整理する必要がある。
- ・R I Pたばこを導入している諸外国の火災統計や火災被害低減に関する効果、研究結果を注視し、良かったならば日本でも導入を議論するという書き方であるが、もう少し前に出た表現をすべきではないか。
- ・時期尚早という単なる表現の問題だけでなく、少し前向きに取り組んでいくような方向がもう少しはっきり見える形でまとめる必要がある。欧米と同じ規制を導入することにはまだまだ課題が残っているにしても、その課題を克服するためにはどうすべきか、ということを書いていく必要がある。

(3) 今後の対応について

①発火源対策について

- ・発火源対策に係る記載が曖昧であり、弱いのではないか。
- ・発火源対策としてどういう対策をすればというところの方向性が見えてこないのも、そこをしっかりと方向づけする必要がある。今回やった実験では、明確な火災低減効果が認められなかったということから、それをもって規制する、しないというのは言いづらいかもしれないが、実験方法を変えてみるとか、新たな技術開発の方向性を探っていくとか、どうすれば発火源側でも火災低減を図っていけるのかということ課題として整理する必要がある。
- ・たばこ火災の被害を低減させるためには、出火経過と着火物の対策だけでは限界があり、発火源の対策において、安全なたばこを作ることが必要である。
- ・現時点でR I Pたばこに明確な火災被害低減効果が認められないからと言って、何もせず放っておくことは適切ではない。
- ・欧米と日本ではたばこ火災による死者発生のメカニズムや出火機構が異なるが、寝たばこによる被害が多い日本の布団着火による火災被害を低減するR I Pたばこは、いかなるものか、実験方法も含め、その性能等について、きちんと研究していく必要がある。
- ・たばこ火災では、布団の燻焼だけではなく、たばこの不始末による火災も多い。ごみと一緒に放置して火災に至るという場合もある。この場合、死者の発生に至らなかったという火災も多いと思われるが、火災被害低減という観点からは、置き消えの効果も軽視できるものではないことから、今後更なる分析が必要ではないか。

②たばこメーカーの責務等について

- ・たばこメーカーには、日本の生活環境下においても火災被害低減効果のあるたばこの製造方法等を研究する責務があるのではないか。
- ・R I Pたばこのつくり方はこれでなければならないという訳ではなく、日本において、諸外国とは異なる独自の製品を作ることが可能なのであれば、安全性についても日本独自の商品を開発する責務がたばこメーカーにはあるのではないか。
- ・企業の研究継続を促すには、行政的な強制力が必要ではないか。
- ・J Tとしての今後の取り組みとしては、巻紙技術の研究開発の促進、火災学会を中心としたR I Pたばこに係る研究の継続、無煙たばこの普及を考えている。
- ・無煙たばこは火を使わないことから究極の本質安全かもしれないが、たばこの本質安全というものが、すなわち無煙たばこという1かゼロかというようなものだけではなく、火を使うたばこに関しても製品の設計段階でより安全になるものを開発していく責務があるのではないか。
- ・想定される誤使用については、その誤使用を考慮した製品の開発、つまり、たばこの場合でいうと、寝たばこをしても火災にならない製品を開発することが製品事故の考え方では求められる。
- ・たばこメーカーとしては、これは安全ですよと自信を持って言えるのかということと、またそう言うことにより発生するリスクを考えると、火を使わないたばこは100%火災を起こさないので、こちらの方を引き続き普及していきたい。
- ・ガスコンロなど、他の製品もそうであるが、絶対安全と言える製品だけを求めているのではなく、より延焼しにくくなりましたということ言えばよいのではないか。
- ・たばこメーカーがR I Pたばこを火災安全であるとして販売することで逆に危険性が高まるという懸念は、たばこ以外の製品で実施されている安全対策を考慮すると、妥当とは考えられない。

③一酸化炭素対策について

- ・一酸化炭素が意識障害を引き起こすことに関する対策についての記載があるが、意識障害の原因については、一酸化炭素のほかに飲酒との関係についても調べる必要があるのではないか。
- ・一酸化炭素警報器は、住宅用火災警報器と併せて普及を図ることで、たばこ火災被害低減に一定の効果が期待されるのではないか。

④着火物対策について

- ・着火物の対策にある防災品の普及については、高価なことに加えて販売数も少なく、何らかの後押しがあれば別であるが、普通に放っておいては、普及が難しいのではないか。